

さやま「なりわい空間・事業用地」マッチング事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、狭山市内に立地・出店を希望し、土地若しくは建物等の情報を求める法人又は個人（以下「立地希望者」という。）と、立地希望者の求めている土地又は建物等の情報の提供を行うことが可能な宅地建物取引業者等との連携を促し、企業立地の推進及び多様な生業（なりわい）の創出、並びに産業集積の維持及び強化を図ることを目的とした、さやま「なりわい空間・事業用地」マッチング事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）事業用地等：店舗、工場、事務所、研究施設等の事業の用に供するため、売却若しくは賃貸等が予定されている土地、建物又はテナントスペースをいう。
- （2）協力事業者：本事業の趣旨を理解し、第4条の規定により登録された宅地建物取引業者等をいう。

（取り扱う情報）

第3条 本事業で取り扱う情報は、立地希望者が立地する上で必要な事業用地等に関する情報とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令又は本市の条例、規則、要綱等による規定若しくは基準に明らかに抵触するもの。
- （2）狭山市総合計画、狭山市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針に合致しないもの。
- （3）市税等の滞納処分がある事業用地等に関するもの。
- （4）所有者等の同意を得ていないもの。
- （5）その他市長が不適当と判断するもの。

（協力事業者の登録要件）

第4条 市長は、事業用地等の情報の提供を受けるため、あらかじめ協力事業者の登録を行う。ただし、協力事業者としての登録を受けるにあたっては、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- （1）次のいずれかに該当すること。

ア 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有し、かつ、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部及び一般社団法人不動産流通経営協会のうち、いずれかの協会に所属している者。

イ 市内において事業用地等の開発計画を有する不動産開発事業者。

ウ 市内において事業用地等を有する者又は事業用地等の管理、運営等を行う者。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ、その代表者又は役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(3) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

(4) 本事業の趣旨を理解し、立地希望者に対し、事業用地等の情報提供に協力すること。

(登録申請)

第5条 協力事業者として登録することを希望する者は、協力事業者登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 協力事業者になることを希望する者で第4条第1号のイ又はウに該当する場合は、誓約書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(埼玉県警察本部長等への確認)

第6条 市長は、必要があるときは登録申請書を提出した者について、第4条第2号の該当の有無を埼玉県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要があるときは申請者の課税状況について、書類の提出を求めること等により確認を行うことができる。

3 市長は、必要があるときは申請者について、第4条第1項第1号のアに列挙した協会に対して所属の有無の確認を行うことができる。

(登録の通知)

第7条 市長は、登録の可否を決定し、協力事業者登録通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(登録記載事項の変更)

第8条 協力事業者は、登録記載事項に変更が生じたときは、変更届出書（第4号様式）を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、協力事業者が要件を満たさなくなったとき等は、登録を取り消すことができる（第5号様式）。

(登録の辞退)

第10条 協力事業者は、市長に辞退届出書（第6号様式）を提出することにより、登録を辞退することができる。

(協力事業者への情報提供)

第11条 市長は、立地希望者からなりわい空間・事業用地等情報提供依頼書（第7号様式）により相談を受けた場合、連絡先等の情報を秘匿した上で、協力事業者に相談内容

を送付するものとする。

(市長への情報提供)

第12条 前条の依頼を受けた協力事業者は、提供可能な情報がある場合は、市長へ提供するものとする。

2 複数の協力事業者から同一の事業用地等が提供され、条件が同一の場合、最も早く市長に到達したものを優先する。

(立地希望者への情報提供)

第13条 市長は、提供された情報が第3条の規定に適合すると認める場合は、立地希望者に対し、当該情報を有する協力事業者の連絡先及び事業用地等に関する情報を提供するものとする。

(連絡調整)

第14条 立地希望者は、提供された情報について、当該情報を保有する協力事業者へ直接連絡することができる。

(市長への報告)

第15条 立地希望者は第13条の規定により情報の提供を受けた後において、協力事業者との交渉状況や契約の成否等、当該上に係る状況に変化が生じたときは、情報提供状況報告書(第8号様式)により、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、立地希望者に対し、第13条の規定により提供した情報の活用状況や、協力事業者との交渉に関する途中経過について、必要に応じて前2項に規定する報告を求めることができる。

(守秘義務)

第16条 立地希望者は本事業の実施において知り得た情報を、同意なく本事業以外の目的で使用してはならない。

(責任の範囲)

第17条 情報を提供した後に当事者間で行われる具体的な交渉、契約並びに情報提供された事業用地等について、本市は一切責任を負わない。

2 立地希望者及び協力事業者は、立地希望者が立地するに当たり適用を受ける都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等について、責任を持って確認しなければならない。

(電子申請等の利用)

第18条 本市が構築する電子申請システム等により申請等が行われた場合は、当該様式により申請等があったものとみなす。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和8年10月1日から施行する。